

会費規程

一般社団法人粉体工学会

定款第 20 条に規定する会費は年額次のとおりとする。

個人会員	10,000 円 (消費税は不課税)
学生会員	5,000 円 (消費税は不課税)
事業所会員 (一口につき)	50,000 円 (消費税は不課税)
維持会員 (一口につき)	80,000 円 (消費税は不課税)
賛助会員 (一口につき)	70,000 円 (消費税は不課税)
図書館会員 (一口につき)	9,200 円 (消費税抜き)
名誉会員	徴収しない。

ただし、海外に住所を置く会員については、次の会費を適用する。

	会誌送付が船便の場合	航空便の場合
個人会員	\$ 70	\$ 120
事業所会員	\$ 150	\$ 200
図書館会員	\$ 100	\$ 150

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成 30 年 1 月 4 日から発効する。

(付記)

平成 30 年 2 月 17 日 制定 (理事会承認)